

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合
中央執行委員長 佐々木 宏充

令和3年度定期昇給を昇給係数「4」での実施を求める緊急申し入れ

3月18日、JTSU-E 申第20号第3回交渉において、令和3年度新賃金に関し「令和3年4月1日現在、満55歳未満の社員、定期昇給を実施し、その際の昇給係数は2とする。前項の精算については、令和3年6月25日(金)以降、準備でき次第とする」との回答を受けました。

この回答は、JR 東日本輸送サービス労働組合が行った要求内容とは大きくかけ離れたものであるばかりか、コロナ禍で奮闘し続けてきた全組合員の苦勞と努力に対する適正な評価とは言えないものであり、席上妥結には至らず第3回団体交渉を終了しました。

「定期昇給」は、技術集積型産業として経験労働を重視する鉄道業にとって、会社の維持とその先の発展には欠かすことはできないものです。また、明日への生活と糧となる賃金を引き上げることは、会社経営にとっても底力になることは言うまでもありません。さらには、鉄道を起点とした安全で安心した輸送サービスを持続・発展させ、人材の確保・定着と技術継承・人材育成を実現するためには、利益を企業内に留めるだけでなく「労働力の価値」に対して正当に投資することが必須だと考えます。

したがって、JR 東日本に働く全ての仲間の生活を維持・向上させるために、第3回団体交渉で示された回答の再考を求め、下記のとおり申し入れを行いますので、真摯な回答を要請します。

記

1. 年功賃金を維持と将来への安心をつくり出し、コロナ禍において業務を担い続けた全社員の努力に報いるため、令和3年度の定期昇給を「昇給係数4」で実施すること。
2. 今申し入れに対する回答および団体交渉は、2021年3月31日までに行うこと。

以 上